

令和5年9月

お客さま 各位

京都北都信用金庫

## インボイス制度に伴う当金庫の対応について

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年10月よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

つきましては、同制度への当金庫の対応につきまして下記の通りご案内いたします。

### 記

#### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号等

氏名 名称 : 京都北都信用金庫  
登録番号 : T4130005009417

#### 2. インボイス制度開始に伴う当金庫の対応

##### ① 窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合

インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

##### ② 自動振替等により手数料をお支払いいただいた場合

インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。

インボイス管理票の交付には別途お手続きが必要になります。交付をご希望されるお客さまは、10月下旬ごろ、(準備が整い次第)お手続きのご案内をいたします。

※ 上記①についても、「後納手数料扱い」とすることで「インボイス管理票」を発行いたします。

##### ③ ATM・両替機により手数料をお支払いいただいた場合

ATM・両替機でお支払いいただく手数料は「3万円未満の自動販売機・自動サービス機特例」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿の保存により仕入税額控除を受けることが可能です。

したがって、ATM・両替機から出力される「ご利用明細等」については、インボイスへの対応を行いませんのでご了承ください。

以上